

令和6年度中野区国民健康保険料率算定の考え方について

1 国民健康保険料率の算定について

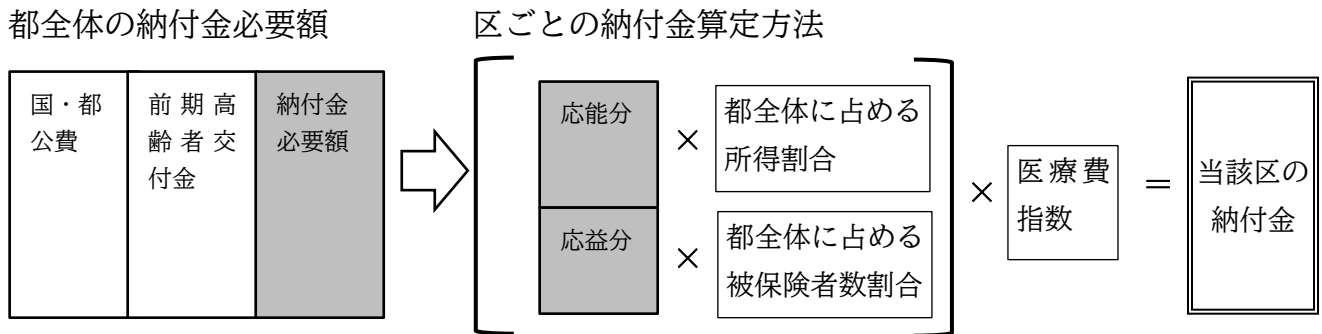
国民健康保険料率は、平成30年度の制度改革（広域化）により、東京都（以下、「都」という。）が「国民健康保険事業費納付金・標準保険料率」を算定し、区市町村は都が算定した納付金を納付するとともに、特別区では、標準保険料率を参考に特別区国民健康保険基準保険料率を決定する仕組みに変わった。

このたび、特別区国民健康保険基準保険料率が示されたので、中野区の保険料率算定の考え方を報告する。

【国民健康保険事業費納付金の算定方法（按分の方法）】

区市町村の納付金算定に当たっては、都全体の医療給付費等の見込み額から国庫負担金等の見込み額を差し引き、都全体で必要となる納付金の総額を算出し、区市町村の医療費水準及び被保険者の所得水準に応じて納付金を按分する。

《イメージ》



2 国民健康保険事業費納付金について

(1) 納付金額の比較（中野区）

(単位：円)

	医療分（基礎分）	支援金分	介護分	合計
令和5年度	8,923,661,531	2,814,537,673	1,109,717,963	12,847,917,167
令和6年度	8,856,262,844	2,892,024,602	1,022,290,548	12,770,577,994
前年度比	△67,398,687	77,486,929	△87,427,415	△77,339,173
	99.24%	102.75%	92.12%	99.40%

(2) 都が納付金算定に用いる被保険者数の比較

	一般被保険者数	うち2号被保険者数 (40歳～64歳)
令和5年度	71,558人	26,226人
令和6年度	68,429人	24,103人
前年度比	△3,129人 (95.63%)	△2,123人 (91.90%)

3 中野区の令和6年度保険料率算定における基本的な考え方

中野区では、特別区の基準保険料率と比較し、保険料の均等割と所得割の賦課割合を変えることで、低所得者の保険料負担に配慮するとともに、保険料が急激に増加しないように激変緩和措置を講じながら、段階的に決算補填等目的の法定外繰入金の削減に向けた取組を進めている。

令和6年度保険料については、激変緩和措置に加え、特別区の基準保険料率算定における議論を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる医療費増による保険料の増加に対応するため、追加での負担抑制策を実施する。

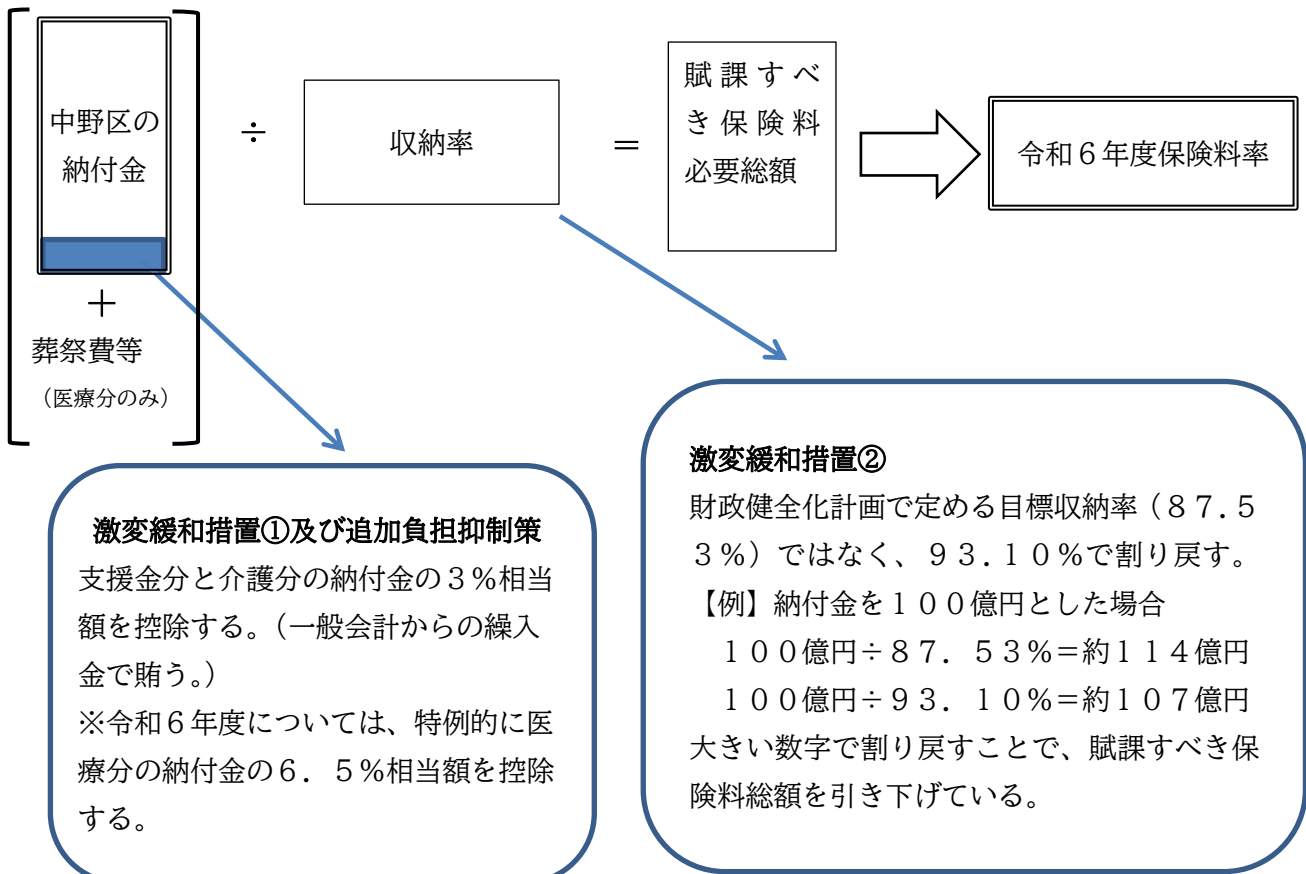
(1) 激変緩和措置①及び追加負担抑制策

令和6年度の賦課総額の算出に当たっては、財政健全化計画どおり、支援金分及び介護分の納付金の3%相当額を控除し算出する。

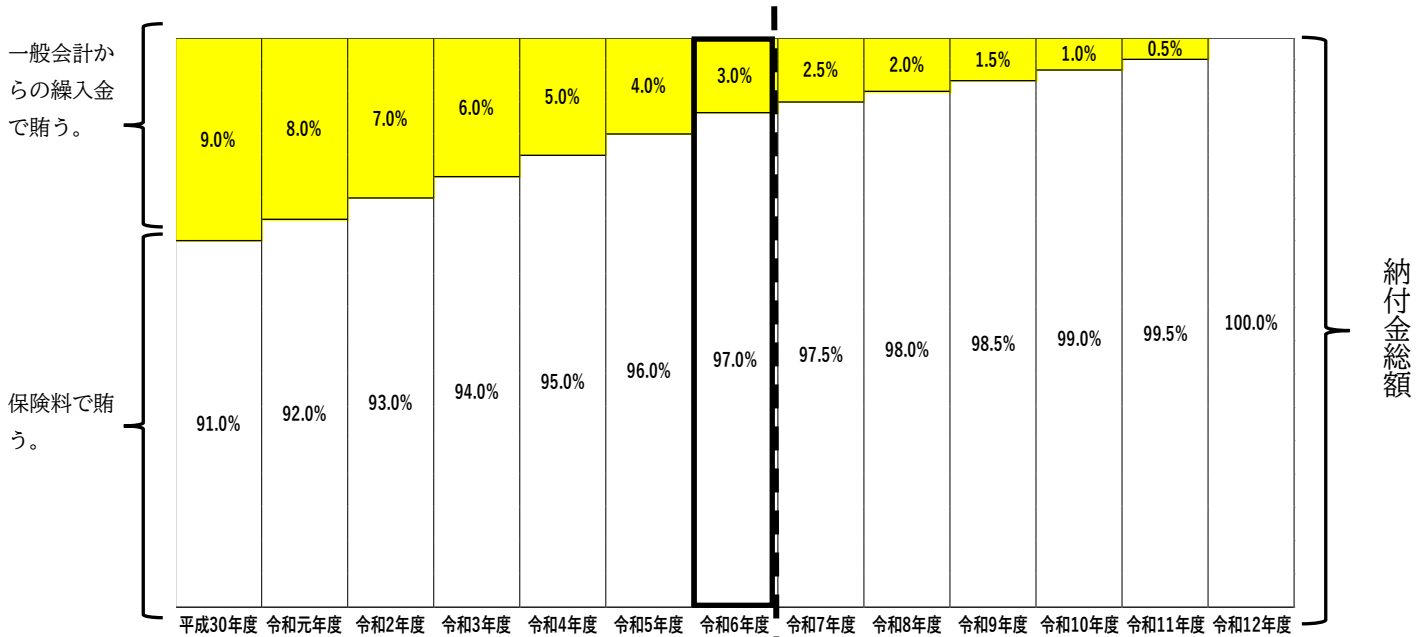
また、1人当たりの医療給付費の増により、依然として医療分（基礎分）の納付金が高額となっている。それをもとに中野区保険料を算出すると大幅な保険料の負担増となるため、令和6年度については、特例的に医療分（基礎分）について、納付金の6.5%相当額を控除し保険料を算出する。

(2) 激変緩和措置②

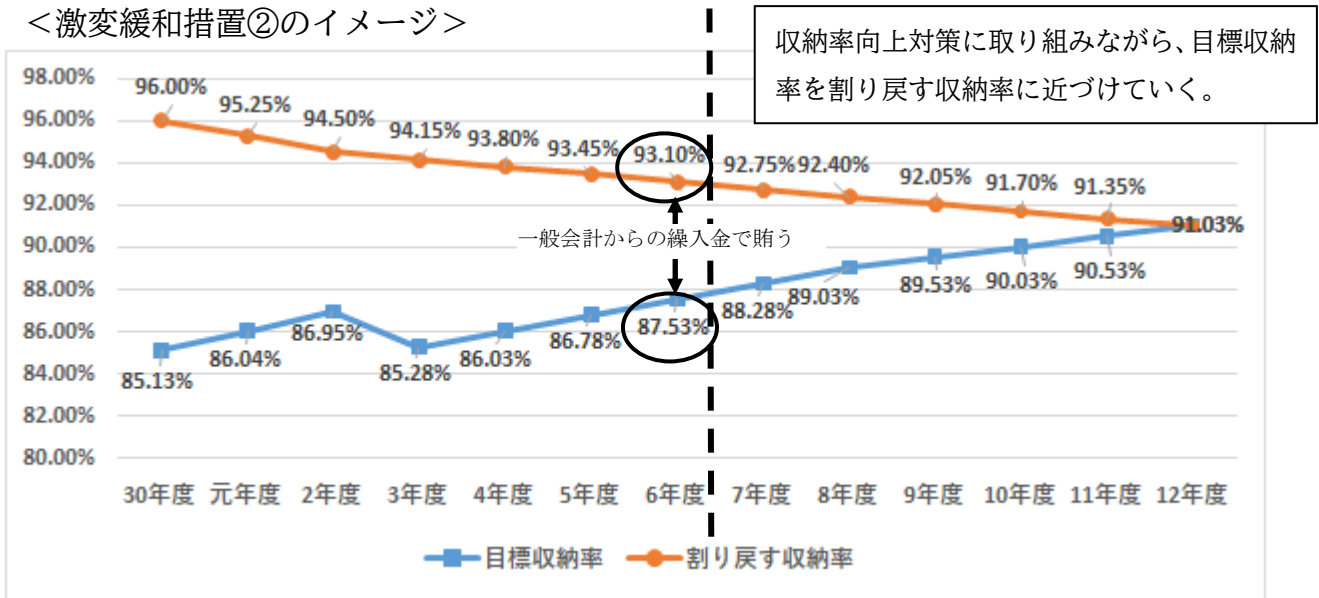
都が提示する標準保険料率の考え方では、保険料には未納が一定程度発生してしまうことを考慮し、未納分を保険料に上乘せして算定するため、収納率による割り戻しを行う。中野区でも、この考え方に沿って、財政健全化計画において収納率による割り戻しを行うこととしているが、その際、目標収納率（87.53%）で割り戻すのではなく、93.10%で割り戻すことにより、保険料の急激な上昇を抑える。



<激変緩和措置①のイメージ>



<激変緩和措置②のイメージ>



※令和7年度以降については、今年度の特別区の基準保険料率算定における議論を踏まえ、激変緩和措置を含めて整理していく。

4 令和6年度 一人当たり保険料 特別区統一保険料比較

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
① 特別区	117,124	39,396	39,499	196,019
② 中野区案	115,142	39,466	39,151	193,759
差(②-①)	△1,982	70	△348	△2,260

5 中野区の一人当たり保険料の比較

(単位：円)

	医療分(基礎分)	支援金分	介護分	合計
令和5年度	105,832	35,917	38,842	180,591
令和6年度案	115,142	39,466	39,151	193,759
前年度比	9,310 (108.80%)	3,549 (109.88%)	309 (100.80%)	13,168 (107.29%)

6 モデル世帯別の保険料の前年度比較(中野区)

(単位：円)

(1) 年金収入(65歳以上)1人世帯(医療分(基礎分)+支援金分)

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和5年度	17,010	93,723	207,963	292,855	379,291	466,756	554,221
②令和6年度案	18,630	102,320	226,740	319,140	413,220	508,420	603,620
差(②-①)	1,620	8,597	18,777	26,285	33,929	41,664	49,399

(2) 年金収入(65歳以上)2人世帯(医療分(基礎分)+支援金分)

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和5年度	34,020	105,063	264,663	349,555	435,991	523,456	610,921
②令和6年度案	37,260	114,740	288,840	381,240	475,320	570,520	665,720
差(②-①)	3,240	9,677	24,177	31,685	39,329	47,064	54,799

(3) 給与所得者(40歳)1人世帯(医療分(基礎分)+支援金分+介護分)

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和5年度	39,828	184,971	271,701	363,387	462,507	561,627	665,703
②令和6年度案	42,716	198,737	292,047	390,689	497,329	603,969	715,941
差(②-①)	2,888	13,766	20,346	27,302	34,822	42,342	50,238

(4) 給与所得者4人世帯(医療分(基礎分)+支援金分+介護分)

世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子2人(5歳・1歳・収入なし)

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和5年度	105,528	213,321	361,881	494,787	593,907	693,027	797,103
②令和6年度案	113,816	229,787	389,787	532,889	639,529	746,169	858,141
差(②-①)	8,288	16,466	27,906	38,102	45,622	53,142	61,038

(5) 給与所得者4人世帯(医療分(基礎分)+支援金分+介護分)

世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)+子2人(12歳・10歳・収入なし)

年収	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
①令和5年度	133,878	241,671	407,241	551,487	650,607	749,727	853,803
②令和6年度案	144,866	260,837	439,467	594,989	701,629	808,269	920,241
差(②-①)	10,988	19,166	32,226	43,502	51,022	58,542	66,438

※介護分保険料は40～64歳の被保険者に賦課される。